

JAS制度のあり方検討会中間取りまとめについてのご意見等（インターネット経由で頂いたご意見等）

募集期間：平成16年7月1日～8月31日 ネット分全40件

番号	氏名 住所 性別 年齢 職業	意見
1	匿名希望	食品に関する過剰包装を規制することはないのでしょうか。特にスーパーマーケットに見られる、冷凍エビのトレーパックは、消費者アンケートでも毎回のように問題視されながら、なかなか改善されません。利用頻度の多い食品に、内容物を上回る容積の包装資材が使用され、これが輸入され、毎日、日本で廃棄されていることに規制がなされないことは、環境問題上、極めて遺憾です。このような事例が多岐に及ぶ前に、規制を打ち出されることが肝要ではないでしょうか。
2	匿名希望	現在、業者からの表示相談の業務を担当しておりますので、よくある意見を挙げさせていただきます。 食品表示について（加工食品品質表示基準） ・「期限表示」、「保存方法」については、枠外に記載が認められていますが、内容量については認められていません。販売店によって、内容量が変わるので、枠外への記入を認めてもらいたい。 ・原材料である「香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品」が2%以下の場合には、「香草」又は「混合香草」と記載することになっているが、「ハーブ」と書きたい。
3	匿名希望	米の表示方法は間違っていると思いませんか。農家の人が消費者に売するのに検査を受けなければ品種名を入れられないなどとてもない。未検査米でも表示できるようにするのがいいと思います。検査官はテレビで報道の通り品種を検査するのではなく等級を検査するらしいが、米屋に聞くと精米するときは一等から規格外まで混ぜて精米するのが普通だと言っている。だったら手間ひまかけて振り分けする必要は全くなく、米の検査は意味がないと思います。
4	山田 茨城 農業	未検査米のコシヒカリと検査米のコシヒカリではどこが違うのか。検査官は全国の何百もある米を品種判別できるのか。できるわけないだろう。検査米だけがビニール袋に品種名をつけられるのは間違いだ。未検査米使用と明記すればコシヒカリと表示できるはず。すぐ修正するように。
5	大宮糧食工業株式会社 東京都目黒区	私どもは膨張剤（ふくらし粉）メーカーです。以前にも意見を述べさせて戴きましたが、有機JAS法については再度述べさせて戴きます。お菓子を作成しようとしているメーカーは、有機JAS法下では、使用する膨張剤が皆無であること、全体の使用量で約1%の膨張剤で厚生労働省が安全性を確認している添加物に更に規制を加える意味はあるのでしょうか。ここでも膨張剤は添加物と述べましたが、JAS法では食品に分類されています。このように食品にはいろいろな法が各省庁からかけられています。これらの整合性を取っていくのも重要な課題と感じます。 どうかよろしくご検討の程お願い申し上げます。
6	日本集成材工場協同組合 東京都港区西新橋2-22-4	1. 中間取りまとめのサブタイトル「食の安全・安心に資する21世紀のJAS制度を目指して」ということでは、林産物が含まれないこととなります。「食と暮らしの安全・ - - - - 」というようにしていただきたい。 2. (4ページ) 「特色規格」という言葉は、ふさわしくない。敢えて言うなら「特定規格」としていただきたい。 (理由) 特色という言葉は、「良いもの」という意味を持っています。説明の中で「上下関係を示すものではない」といっていますが、「特色」

	林業	には「優れたもの」という意味があります。
7	匿名希望	JAS規格の認証は、「民間機関」による事業として位置づけるとされていますが、利益優先の民間機関に任せて、きちんと食の安全・安心が確保されるのか疑問であり不安であります。JAS規格は公的な規格なので、行政として責任を放棄しないで、公的機関がしっかりとチェックするようにしてほしい。
8	匿名希望	仲卸を経営しておりますが、先日、調査依頼・JAS法の説明を受け、現場での実態を無視したものと驚いております。ここは多数の漁港があり消費地でもあります。地場で消費するものは箱に規制はありません。セリは1日6回卸から仕入れ、運搬・配列・ばら売り軽量・小売店への配送など現場従業員は短時間での作業に追われております。原産地の伝達はバイヤー・専門店ではあらかじめセリ（産地はポップ表示、名前はプロ同士で必要なし。）を視察し情報を得ていますし、発注によるものは電話で伝えています。毎日100以上の店舗に売り渡している中、伝票の受け渡し自体無理であり、従業員を多数雇えば別ですが、行政はそこまでやらせるのですか。消費地とは違い生産地での地場消費では毎日入ってくるものも産地も変わります。今回の調査、また根拠書類の保持の検討の前に、現場の実態を見て頂きたいと存じます。つたない文章・意見で申し訳ありませんがよろしくご検討お願い申し上げます。
9	和歌山県農林水産部 和歌山市小松原通1-1 公務員	表示ばかりのカタログになり、かえって見づらいものにならないか。また、内容量の表示についてはもの（製品）がないのに表示しなければならないなど、一括表示を義務づけるには相当無理があり、業務側の対応も極めて難しいと考えられる。更に、元インターネットやカタログ販売は、サイトやメーカーの努力によってこれまでの取引で培われた信用により販売が伸びてきたものであり、こうしたメーカーの努力を水泡に帰すばかりか、更にコスト負担を強いる制度と考えられる。 また、法律対象となれば義務化され、違反となれば罰則の対象となるなど、食品メーカー等の負担は計り知れないことから、インターネットやカタログ販売等の表示については、当面の間、国において表示ガイドラインを作成して運用してはどうか。食品メーカーも罰則に怯えることなく対応できるであろうし、消費者も表示のないものは「買わない」選択ができると思うがいかがか。今回の対象拡大については、ガイドラインの運用を重ねた後、食品メーカー等の対応状況を見て、規制対象とすることが可能かを判断してはどうか。 また、インターネットやカタログ販売の表示状況について、監視や調査、改善指導などはどこが行うのか。インターネットやカタログ販売などは、発信者の特定が難しかったり、配布範囲が広範であるなど、都道府県や地方公共団体において、監視や実態調査、指導といった活動は不可能と考えられる。更に、現行の表示制度は毎年変更され、これに伴う監視・指導体制だけでも、人員や予算面等で限界が来ている中、今後、通信販売へ対象を拡大されても、地方公共団体では監視や指導の面で、国に追従することは極めて困難と考えられる。 食品表示規制全般について 食品の偽装表示等が相次いで発生していることから、近年、食品表示に関する規制が毎年のように改正され、末端の食品メーカーの対応は困難を極めており、食品表示についてどこまで規制が拡大するのか、いつになれば表示規定が安定化するのかについて、食品製造に携わる小規模零細業者等では、死活問題として注目しています。消費者を守るために「食の安全・安心を」確保することは重要ではありますが、現在の表示制度は他法令とも関連し煩雑で多岐にわたる規定となっており、これを指導する都道府県の担当者ですら、全てを把握することは難しい状況です。このことから、表示制度をできる限り簡素化し、小規模零細業者が対応可能な表示制度を早期に構築されるよう要望します。
10	菅原里香 宮城県 主婦	国は、企業をしっかりと監視してほしい。偽装表示が問題になってかなり経つのに、まだ偽装する業者が後を絶たないのは、行政の監視が甘いからだと思います。監視の方法と罰則を法律に明文化し、悪い業者に対しては厳しい態度で望んでほしい。それから、食品表示をチェックする制度が必要だと思います。いろいろチェックしているという話は聞きますが、行き当たりばったりのような印象を受けます。行政はマスコミから騒がれなくなると、チェックが甘くなるような気がします。表示のチェック制度を法律化して、行政機関が常に表示の信頼性を確認しなければならないようにするべきだと思います。
11	伊藤晃 埼玉県 農業	中間取りまとめは、一見したところ野心的労作です。しかし、制度の運用次第では、単なる規制強化に終わり、良心的小規模生産者を苦境に追い込み、ハードルが高くなった分、食文化の復興や再生にかけける志を挫くことになりかねません。 ここで私が想起するのは、有機JAS法の過ちです。 有機JASは、今現在9割方の有機生産者に無視され、生産者の事情を知る流通・販売業者にも、そっぽを向かれています。これは、法律が国内の有機生産者の実態とかけ離れているからです。多くの生産者は、これ以上の労働強化や経済的負担に耐えられないのです。消費者のニーズに応えるための法改正は、輸入オーガニックの流入を増やしただけです。 生産者は、誰に強制されることなく、手間をかけ時間をかけ良品をつくらうとしていますが、有機JASにせよ、今回の新JAS規格にせよ、格付けしたからといって、その生産労働に見合うような価格を付けられないことも多いはず。その上、認定に関わる費用を生産者が負担しなければならないとしたら、想いとが、志に支えられている生産者に、この上事務作業や経済的負担を強いては、有機JASの二の舞になっ

		てしまいます。 新ＪＡＳ規格の適応を受けそうな業者の実態を把握し、その声を聞くことが大事なことだと思われます。私は、零細な生産者（たとえば、売上高１０００万円以下）は、認定に関わる経済的負担を免除されるべきだと考えます。伝統的なもの、手間ひまかけた本物のものが守り育てられることこそが、消費者の願いであり、そのためには進んでこの負担を担うと思います。 整合性も権威も失ってしまったＪＡＳ規格を再生させるのは、零細な生産者を切り捨てる、つじつま合わせの法改正ではありません。生産高や売上高といった経済的指標には現れない、生産者の営みに目配りされた法改正です。”うるおい”とか、”やすらぎ”、”満足感”を与えてくれる本物を作り出す生産者を、将来的にも育成できるような法改正です。 以上です。
1 2	匿名希望	米の偽装問題が時々報道されますが、これは表示方法に問題があります。未検査米のこしひかりと検査されたこしひかりとでは中身がどう違うのか。これは全く同じです。検査した米しか品種名を表示できないなどんでもない表示法だと思います。検査官は品種の判別はできません。こんな法律とこのバカが作ったのか。すぐにでも未検査米も品種名を入れられるように直すべきです。
1 3	全国菓子工業組合連合会 東京都港区南青山5-12-4 団体	中間報告の 3. (2)表示を行う際の根拠書類などの保持に関する意見 中間報告では、今後の対応法方向として「中小業者等による実行可能性も考慮しながら、表示に際して何らかの根拠書類を保持することを規定することについて検討する必要がある」とあります。食品事業者が行うべき記録の作成及び保存に関して、既に「食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に関する指針（ガイドライン）」（平成15年8月29日）が示されているところではありますが、この中では中小規模の事業者についてはその実施可能性等を考慮して、中小企業者と大規模事業者との間に違いが設けられています。については品質表示基準に係る上記検討に於いてこのガイドラインと整合性が保たれるようお願いします。
1 4	日本生活協同組合連合会 東京都渋谷区渋谷3-29-8 コーププラザ	今回のＪＡＳ制度のあり方検討会は、ここ数年の食品事故・事件による消費者の信頼失墜、そして動きの激しい国際的環境変化といった、食をとりまく情勢に対応しようとの意図で開始されたと捉えています。この点からいうと検討の視点は、信頼回復に貢献できる制度、食の品質・規格などに対する国際的動向を踏まえた制度、行政の肥大化を生まない行政改革の流れを踏まえた制度、という3点が重要と考えます。この視点から中間取りまとめについての当会の意見を申し述べます。 1．行政による公的規制は、時々重点に絞った効率的な内容が求められます 一般的に行政関与は、無制限に拡大できるものではありません。ＪＡＳ制度のような公的規制は、到達点の中で役割を終えた課題、その時々に必要な課題を十分に分析し、優先順位を設定して効率的に実施すべきと考えます。今回の見直しでも、規格の見直しではっきり重点を設定し、終了するものは終了することが重要です。 2．ＪＡＳ規格の内容は、時々消費者の選択に重要な項目に大胆に変更すべきです 既存のＪＡＳ規格の機能は次の4つとされています。品質の改善、生産の合理化、取引の単純化・公正化、使用・消費の合理化。このうち消費者に関係の深い点は、と考えています。既存消費者の商品選択時の判断視点を考えてみると、既存のＪＡＳ規格の品質に関する基準（品位、成分、性能等）は、ほとんど指標とはなっていません。これはＪＡＳ規格の貢献もあり、全体として基本品質が向上したことが要因と考えます。つまり当時は品質が標準的に良好なことが、消費者に安心して購入を促すものでしたが、現在はこの目的はほぼ達成し、消費者は特に重要と受け止めていないということです。それに対し、現在の消費者の関心は、産地、品種、製法といった差別化情報であり、農薬や食品添加物といった化学物質等の食の安全に関する情報などです。そしてここ数年の事件・事故は、まさにこれらの点に関してのものであったため、一層信頼を失墜させたものと考えています。 今回の見直しでは、消費者の信頼回復が最重要な課題と考えます。それに貢献するには、ここ数年の国際的な食品事故・事件の対応で一定の成果をあげているマネジメントシステムとしての取組みや第三者認証制度（例：ＩＳＯ9000やＨＡＣＣＰ）等を積極的に国内規格に取り入れたり、生産履歴や流通履歴の制度化など安心を向上させる取組みを導入することが必要です。そしてこうした新しい課題を強化するためには、ほぼ役割を達成した従来の品質に関する基準（品位、成分、性能等）は大胆に廃止することが必要と考えます。 この点で今回の中間まとめは、既存の標準規格を今後は特に必要なもののみに限定して、その他は見直しとしています。今後の具体的な個別分野での実施にあたって、趣旨をあいまいにせず個別の規格をしっかりと見直しを実施していくことが重要と考えます。 3．表示制度は総合的な商品情報提供の視点で将来的方向性提示の第一歩に 表示制度もここ数年の事件・事故で信頼が大きく失墜している分野です。この点では表示共同会議で順次実施されている「表示用語の統一」や「原料原産地表示制度の拡大」といった個別課題の統一的検討はひとつの前進と考えています。こうした検討の充実や監視体制の充実に加えて、今後はより分かりやすい制度とすることが、消費者にとっても事業者にとっても重要なことです。この面では品質表示基準をより品目横断的なルールに統合すると同時に公正取引委員会（景品表示法）などとの連携も一層深めるべきと考えます。

		また商品に対する消費者の関心は、非常に多様でかつ個人個人で異なってきています。つまり今後は提供すべき商品情報は一層拡大する傾向であり、提供手段を商品表示のみに頼ることは非常に難しくなってくると考えます。こうした中で消費者の要望に応えるためには、広告媒体やHPなどの情報提供媒体、そして問い合わせ窓口など含めて総合的に情報提供を実施することが必要になります。 こうした方向を踏まえて、今後はJAS制度においても総合的な商品情報提供について検討することが必要と考えます。しかしこの点においても公的な規制で設定するものと、事業者の自主規制を求めるものを時々の優先順位で検討すべきです。また公的な規制にあたっては、情報提供媒体のそれぞれの特性を踏まえた規制となることが必要と考えます。
15	名糖産業株式会社 名古屋市西区笹塚町2-41 食品流通	1. 表示内容が正しいことを認証できるよう「表示」のみに関する基準をJAS規格に取り込む件下記の3点から、「表示」のみのJAS規格制度(案)に反対します。 表示は正しいことが基本です。この制度が施行された場合、消費者は「表示JASマーク」のある商品の表示は正しく、「表示JASマーク」の無い商品は怪しいなどと思い込んでしまう等、却って市場が混乱することが予想されます。 民間の認定機関を利用して「表示JASマーク」を取得する訳ですから、少なからず費用が発生します。この費用負担から「表示JASマーク」の取得に踏み切れないメーカー(特に中小メーカー)には大変厳しく、不利になる制度だと考えます。 民間認定機関の判定能力は分かりかねますが、書類提出や、一部のサンプル提出だけで「表示JASマーク」の認証が受けられるのならば疑問です。認証した後も将来にわたって表示が正しいことを保証することは不可能に近いと考えます。 2. JAS規格で「名称」を規定する件 一括表示内の「名称」は表示義務項目です。この「名称」の規格を新たに設けるということは全ての商品に表示変更(改版)が必要になります。従いまして、2年ないし3年の猶予期間を設けて頂くことを希望します。
16	新免 芳史 東京都府中市 会社員	「表示規制の対象の拡大の検討」に関して。広告全てを対象にすることが検討されているが、インターネットやカタログなど、消費者に伝えるべき表示事項を詳細に記載しうるスペースを有する媒体については当然そうすべきと考えるが、テレビ宣伝など、詳細な情報を提供するにはあまりにも露出時間が短いもの、また、新聞・雑誌広告でもスペースが限定されているものの場合、100%表示することは現実的に難しい。無理やり文字を小さくして挿入したとしても、消費者には読みとれない問題が発生するし、テレビ宣伝の露出時間を伸ばすこと、新聞・雑誌広告のスペースを広げることは、膨大な宣伝広告費の負担増となるため、当該業者にとっては厳しい。ラジオのように視覚からは情報が入り得ない媒体も全情報を示すことは物理的に不可能である。今回の主旨は、消費者の商品選択に重要な要素となるものが消費者に適切に提供されない場合、事業者と消費者の間に情報のギャップが生じ、消費者の商品選択に当たり、社会的な不利益が生じることになることを防止することであるから、上記の例のような仮に100%情報提供が難しい広告宣伝のみの情報で消費者が不利益を被ることのないよう、問い合わせなどの手段によって、納得するまで説明できる体制(お客様相談窓口など)や、商品が届いてから、商品表示を見て適切でない商品だと判断された場合に、自由にキャンセルできる仕組みを充実させることの方が、消費者を保護する上でも通販などの手段で販売を行う当該業者にとっても実際的だと考える。むしろ、問題になっているのは、インターネットやカタログでの不当表示や情報不足だと思うので通信販売などの当該業者に実施させるべきは、これらの媒体で十分な情報を提供すること、問い合わせやキャンセルの仕組みを充実させることだと考える。
17	伊藤 康江 神奈川県川崎市 主婦	昨今の不当表示、安全・安心を求める消費者ニーズの変化を的確に捉え、食品の表示を抜本的に改める絶好のチャンスであると思う。そのためには食品衛生法、景品表示法などを一本化した「食品表示法」を制定すべきであると思う。しかしながら、長年の消費者の要求であるそのような検討が無く、JAS制度の見直しにとどまることは非常に残念である。 以下、中間とりまとめについて意見を述べます。 1) 飲食料品と林産物を同一の法律で取り扱うことは適切ではない。個別の法律にすべきである。その上で例えば前者は「飲食料の規格化及び品質の適正化に関する法律」とした方が消費者にとって分かりやすい。 (理由) JAS制度として飲食料品と林産物が同一の法律で取り扱われていることは、消費者には分かりにくく、さらに、飲食料品は主に一般消費者がエンドユーザーであるが、林産物は建築事業者等がユーザーであることが多く、その品質・表示内容を消費者へ伝達する義務など、表示のあり方等おのずから異なってくると思う。 2) 特色規格、標準規格品とすることは評価する。その場合案では、 についてマークに近接して簡潔にその内容を記載するとあるが、マークの中に「標準」、「生産・製造工程」、「情報」、「表示」等マークの意味を一目で分かる文言を記入することが望ましい。その場合、対象は加工食品とし、生鮮食品はこの制度になじまないと思う。 について、その目的に生産、取引又は使用の合理化に加えて、伝統的製法等食文化の継承の視点も加えること。 、 に整理できないものは対象品目からの削減は賛成であり、その他はすべて、表示の基準を作成し、表示の認証マークで保障する。 (理由) 近年JASマークを選択の目安にする消費者は少なく、商品の多様化によって、次々と類似の対象品目が増え、煩雑と考えていた。しかしながら、基本的な商品はその製法、品質を継承。また、まがい商品の台頭などはこれを防止する必要がある、そのための基礎としての標準品は必要である。その他の特徴ある作り方、製品については任意とし、有機JASマークのように別のマークとし、すべて認証すべきだと考える。 その場合マークの種類が多くなり、消費者がマークの意味をすべて熟知、記憶するのは困難である。一目で分かるマークとする工夫が必要であ

		る。 生鮮食品は、非常に変動する自然との関連が深く、生産者の創意、工夫は多様で、本来なら、加工食品のように一律に規定する規格制度にはなじまないもの考える。 3) 品質表示基準の義務表示について、案では「最低限伝えるべき情報」となっているが、「消費者が必要とする情報」と改めるべきである。 (理 由) 最低限伝えるべきという考え方は、事業者の義務であるが、消費者からみれば、与えられた情報の感がある、当然知る権利が前面にでるべきである。又、何を伝えるべきか企業の都合が優先されるおそれがある。 4) 一括表示欄の「名称」は必要である。これまで消費者の商品選択に役立っていたと思う。その商品が何であるのか、判断できるのは名称である。名称の無い商品はいないと思う。 (理 由) 定義の廃止の理由として、「JAS規格制定品目を中心とした特定の品目については、個別品目の品質表示基準で定める厳格な定義に合致する場合に限って、当該品目の名称が認められる仕組みとなっており」とあるが、定義の基準を拡大することによって、対応できるのではないかと考える。廃止の是非について「重大な誤認が生じる・・・」「名称・品質の標準が特に・・・」「特に必要でない場合・・・」の三段階にわかれ、調査会において検討するとなっているが、膨大な数の飲食品を正確に分類できるとは考えにくく、かつ時間を要すると思う。古くはかんすいの代わりに玉子つなぎを使った中華めん、燻煙ではなく燻液のかつお節削り、蜂蜜を使ったマヨネーズ等が問題になったことは承知している。 しかし、これらの商品はなんら遜色のないことは、消費者は確認済みである。 今後、標準品の規格が制定されるならば、それを基準に同等の品質であれば、その名称を使用することは、差し支えないと思う。その場合、標準品としての品質規格は拾得できないので当然マークはつかないことになる。 又、「一括表示欄の名称表示よりも商品名や強調表示を重視しており」となっているが、それは望ましい方向とは思えない。商品名はブランド、商標名であり、必ずしも正確に品質を表しているとは限らない。かつ、商標登録は特許との関連でこれまでなかなか介入困難な場合が生じていた。 強調表示はとかく、誇大・優良誤認を招きやすく、企業の販売促進の目的になりやすく、本来望ましいものではない。品質表示の基本は、原材料、栄養成分等、消費者の判断材料を仔細に、分かりやすく提供することにある。然るに商品名、強調表示を選択の目安としては認めている「案」は理解しがたい。 5) 平成14年の法改正によって公表の迅速化と罰則の強化は盛り込まれてが、監視体制を法律に規定すべきである。とかく、法律は作りっぱなし、法律が遵守されているかどうか施行者は無関心なことが多いように見える。例えば健康増進法における、いわゆる「健康食品」の優良誤認表示の氾濫を野放しにしているごとくである。罰則の強化は抑止力になるとしても、消費者からすれば事後対応であり、不正確・偽表示等によって受けた損害は取り返し困難である。効果的な事前対策こそが重要である。そのためには、監視方法についての厳格な規定を設け、国・都道府県など施行責任者の責務と不履行の場合の罰則などを設けるべきだと考える。
18	渡辺健介 東京都港区 サントリー(株)品質保証部	個別品目の品質表示基準について、「過剰規制なので原則廃止」としていますが、清涼飲料業界で言えば、「果実飲料」「炭酸飲料」はじめ、品質表示ガイドラインで定めている「ミネラルウォーター」など、決してそのようなことはありません。 むしろ、一定の基準に基いて表示などを定めているので、消費者に無用の混乱を与えることを防いでおり、また、「まがい物」などで消費者が不利益をこうむることを防止しております。 これらが無くなることによるデメリット・混乱のほうがかかるに大きいと考えられますので、JAS制度の改訂にあたっての「個別品目品質表示基準原則廃止」には反対いたします。
19	山本晴一 石川県金沢市 自営業	戦後の混乱期において、粗製濫造の時期においては、しょうゆの品質向上のために、私は、JAS制度は、製造者と消費者との両方にとって、大きな意義があったと評価しております。 しかしながら、現在は、例えば、しょうゆのJAS制度を維持する意義は、中小零細企業にとっても、また、消費者にとっても、双方に何のメリットもないと断言できます。したがって、しょうゆのJASは、日本国内でその役割は終えたと思われるので、速やかなる廃止を要望致します。 以下に、その理由を記します。 (A)まず、現在のしょうゆの市場について、現況対しての説明をします。 しょうゆは、大手5社(生産量の約60%)と上位35社(生産量の約80%)がJAS制度を維持すると決めれば、業界の趨勢は決するものです。 スタンダードは、上位35社の製造する醤油と、それに準じるものがスタンダードとして既に確立されており、寡占下では、価格決定権も含めて、上位35社の中でも、大手5社の意向が、即、業界の意向であると、見られても仕様がないう状況にあるのが事実です。 さて、生産量は上記の残り20%ですが、ここに生計を立てている約1500社のメーカーがあります。 こうした中小零細企業にとって、JAS制度を維持する=JAS規格品を製造するということは、大手メーカーと同じような標準的な醤油を製造するということを意味します。 製造者にとって、それは技術的には充分可能なことです(なぜなら、ISOやHACCP規格も取得している中小零細企業も多いからです。)が、商売

		上＝マーケティングの面からは、何のメリットもないことです。 大手・上位企業の占める80%＋中小零細1500社の占める20%の割合を見たら、一目で理解できる事。 こうした、寡占下の業界で、スタンダード品（JAS規格に応じた商品）というのは、価格以外には、消費者に対してのアピール要素は無く、寡占下における製品価格というのは、安く（低く）安定しております。端的に、わかりやすく表現すれば、特売品＝しょうゆの大手企業の製品＝JAS製品は安売り品の目玉商品になっているということが現実になっています。 消費者にとっては、安いものがニーズに合った良いモノというのが、求める要件かと言うと、それは、戦後のものの無い時代のニーズであって、現在のように、食べる口が減る（人口が減り、消費量が落ちている、縮小している）マ－ケットにおいては、必ずしも、それが真実ではありません。 JASの制度にはのらないけれど、地方色のある、その土地で歴史的に製造され、その土地で消費されてきた伝統食品としての、発酵食品（味噌、醤油、漬物）は、消費者にとっても、その来歴自体が信用であり、支持されつづけてきたことで、現在のスローフード運動や地産地消につながっているものです。 これを大事にするということは、製造者にとっても、消費者にとっても、相互にメリットのあることです。つまり、マーケティングの理論から言って、価格によって製品選択をする消費者は80%の大手ブランドの商品（JAS規格品）を好んで買い、そうではない、特徴のある商品本位で意志をもって商品（非JAS品です！）を選択した上で、納得して買い物をする消費者が20%という住み分けが出来ている状態であります。 （B）上記の考え方を基に、私が主張したいのは、適切な自由競争のあるマーケットにおいては、標準品づくり（スタンダード）は必要だということです。 が、しかし、それは、しょうゆの市場のように、寡占がすすんだマーケットにおいては、出荷数量ベースで過半数を超える数社の意向が、即＝業界の意向になるわけです。 そういふ業界のJASは、数社のためにはなっても、生業となる1000社を超える中小零細企業や、それを支持している多くの「お客様」のためにはならないということです。 20%の特色ある地場産品を、どうやってJAS制度の中でとらえるのか？ 80%の規格品があるからこそ、逆説的に、20%の特色のある商品群が生まれるというのがマーケティング理論では、普遍的な事実です。 順番は、先にスタンダードがあるから、特殊な商品が生まれるのです。 この20%というのは、「消費者」という金太郎飴のような団体・消費者グループが必要としている商品ではなくて、さまざまな、要求事項が一人一人異なる、いわば、オーダーメイドを要求する「お客様」とでも呼ぶべき、多くの方々の意志をもった選択によって成り立っている市場です。 私見ですが、私が国に望むのは、こうして出来上がった80%のスタンダードを、日本初のスタンダードとして、アジア各国に、または、欧米に知らしめるよう努力をすることが、本来の国の仕事のように思えます。 大事な大仕事です。 なんとすれば、日本の「醤油」は、日本生まれの、独自の調味料ですし、現在、世界各国ですすむ「寿司等の日本食」「和食」には、もっと日本産の醤油が必要とされているからです。 市場の広がっている＝自由競争のあるところこそ、適切なスタンダードが必要です。コーデックスの醤油の分野に、もっとJASの考え方＝スタンダードを持ち込む事こそが、本来の国の仕事であるはずで、それは1民間企業が引き受けてやるべきことではないように思います。広い目で、日本の国にとって必要な制度改革が行われるように、国民の一人として、そしてまた、商品の違いを、メーカー以上に良く知る「お客様」の一人として、農林省や関係各位の方々との議論の行方をじっと目を凝らして見ております。 以上、（A）＋（B）の理由により、しょうゆのJASは、日本国内でその役割は終えたと思われるので、速やかなる廃止を要望致します。
20	いなば食品株式会社 静岡県庵原郡由比町北田114-1 缶詰製造業	「JAS制度のあり方検討会中間取りまとめ」が平成16年7月に発表され、「1種格付制度を廃止することが適当である。」との対応方向が示されておりますが、1種格付制度が廃止されますと品質証明書等を必要とするツナ缶詰の輸出が不可能となります。 又、民間貿易、WFP（世界食糧計画）でもInspection Certificate等の要求があります。第1種格付が廃止された場合には、合格品についての登録格付機関の証明書等の発行が行われなくなります。このため、証明書を必要とする輸出が不可能となり、当業界の経営に重大な事態を招くこととなります。 ついては、現行JAS規格の第1種格付を存続して、ロット検査が行われ従来どうりの証明書の発行ができる対策を講じていただきたい。
21	中央蚕糸協会 東京都千代田区有楽町1-9-4蚕糸会館5F 農業団体職員	農林水産省において検討されている「JAS制度のあり方検討会中間とりまとめ」によると（独）農林水産消費技術センターが実施している格付け（種格付）の制度を廃止することが適当であるとされています。 こうした方向の中であって、生糸の格付けについては認定製造者（製糸業者）が零細業者であり、格付けに必要な検査機器を自ら整備することは困難であることから、現在においては横浜と神戸の農林水産消費技術センターに格付けに必要な検査を依頼している状況にあります。 また、生糸は外観からでは品質確認が困難であり、他方、認定製造者（製糸業者）に対し、直ちに自己格付けのための検査機器の整備を強いることは困難である状況は不変であります。 ついては、JAS制度に基づく種格付検査を廃止する場合には、

		(独)農林水産消費技術センターによる依頼検査を継続していただくこと 制度の変更には、十分な経過期間(5年程度)の設定 をお願い致します。
2 2	(財)日本油脂検査協会 東京都中野区本町4-19-33	基本的な視点 JAS規格の現状について「JAS規格が大きな役割を果たしてきている」とされながら、「JAS規格の役割・コンセプトが不明確となり、消費者にとってJASマークの意味が分かりにくくなっている」旨問題点を指摘していますが、現状認識で一番大切なことはJASの果たしている役割を正しく把握することと考えます。 その観点から現状を見ますと、行政当局の適切なご指導の基に、認定製造業者は厳しい技術的基準に従って品質の高いJAS製品を供給するよう努力を重ねてきております。いわゆる汗と努力の結晶として、時代に合った自信のあるJAS製品が消費者に供給されていると言えます。そしてその本質にあるものは製造者の良心であり、土台として大きな役割を担っているものがJAS制度と理解します。こうした位置付けの基に、JAS製品は消費者の方々や流通方面から継続して信頼を頂いていると判断します。 このように、現状のJASが果たしている役割を充分にご理解頂いた上で、今日的課題に対してどのように対応するべきか、ご議論頂きたいと考えます。 JAS規格のあり方 「標準規格」と「特色規格」について 「標準規格」と「特色規格」が提案されていますが、コンセプトや定義が不明確なまま用語が先行しているように見られます。 とくに「特色規格」は、「特色を、当該品目の標準的な品質・プロセスと比較して相当程度明確化した規格」とされていますが、標準の定義がはっきりしないまま特色を定義付けることは、実態において混乱をもたらすことを懸念します。 「品質や生産プロセスの特色」は、従来のJAS規格あるいは特定JAS規格の中に盛り込んで改正規格として対応することが可能と考えます。 消費者に分かりやすいという観点から見れば、1つは製造の技術的基準が完備して製品品質が規格に基づいて科学的に検証を行う製品と、2つにプロセスや内容物等の特色を社会的検証によって確認する製品に区分けする方法が考えられます。その上でそれぞれの名称を、例えば「受検規格」、「判定規格」のような分かり易い用語で分けると、JASとしての特徴が大変分かり易いと思われれます。 JAS規格認証のあり方 「第一種格付制度の廃止と新たなJAS認定者による格付方式について」 第一種格付制度を廃止することは、海外製品等に対するJAS格付を制限する結果となり、国際間の公正な貿易を阻害することに繋がるものと懸念します。 第一種格付制度を廃止する代わりに、「生産工程を把握し、適正に検査・格付を行う能力のある事業者であれば、団体・販売業者・輸入業者等が認定を受けて格付を行うことができる」制度にする旨が述べられていますが、実態としてこうした能力を備える業者等はほとんど存在しないと思われる。従って、この制度の適用は極めて限定的であり、形骸的なものになる懸念を抱きます。 対応策の一つとして、JAS品目の中には適切なサンプリングによってロット全体の品質を把握できるものがありますので、対象を選んで廃止・存続を決めることが適切と考えます。二つには、新しい認定制度を採用した場合、信頼性の高い制度にするためには、審査や検査・分析等を総合して現在の認定製造業者が格付する場合に匹敵する管理レベルにすることによって、安全・安心を確保する方法が考えられます。例えば、生産工程の把握は認定業者が登録認定機関と共同で審査し、品質検査はサンプリング頻度を高く設定し、検査は登録認定機関もしくはそが推薦する第三者機関が行い、製品並びに販売した製品についての抜き取り検査等を、きめ細かく実施するような基準を設けることが適当と考えます。 すなわち、製造者認定を基本とする現JAS制度では、認定製造業者が、施設、生産管理、品質管理等の厳しい基準のもとに不断の努力を払って安全・安心なJAS製品を安定して供給している実態に照らして、新制度では当該業者に適した管理を付加したうえで総合的に同等の管理が為されてはじめてJAS格付されるべきと考えます。 品質表示のあり方 「個別品目の品表による名称規制の原則廃止について」 現制度は必要以上に厳しいとしていますが、科学的根拠に基づいて原料、製法、品質基準を満たしたものに適切な名称が付せられることは、消費者の選択に重要な役割を果たしていることに間違いありません。 名称の厳密さを選り、名称規制を原則廃止することは、業界や消費者に大きな混乱をもたらすものと考えます。とくに、提案の「図」中の(今後)第二枠において「名称の定義廃止。JAS規格において一般的な名称の拠り所としての名称の定義を規定」としていますが、この定義がJAS製品にのみ適用されるとすれば、流通や消費者に極めて大きな誤認をもたらすこととなります。すなわち、品表で一般的名称の基準を規定しない限り、類似品や模倣品に対してJAS品と同様の名称が付けられることになり、JAS製品として消費者の信頼を得てきたものが、まがい物等によって崩壊することになります。 消費者保護の観点から、「一般的な名称」については少なくとも定義と科学的な検証法を明確にして、JAS外の製品に対しても基準を満たすことを品表で規定して頂きたいと考えます。
2 3	ヤマサ醤油株式会社 千葉県銚子市新生町2-1	しょうゆにはJAS規格が必要。 1. 今の醤油の原型は鎌倉時代に発祥。非常に高度な醸造技術を要する食品。

0-1	食品流通	2. 日本独自の文化を守り、継承し、食育を通し子孫の健康を確たるものとする。その為にも J A S による適切な情報伝達が消費者の選択には必要であり、国益にかなうものである。 3. 嗜好の変化から醤油加工品が増加している。それぞれが独立した食品分類（カテゴリー）を形成するほどになっており、選択の混乱を防ぐ為にも醤油の商品としての位置付けを明確にする必要がある。
2 4	服部 誠 静岡県焼津市 会社役員（食品製造業）	「種格付け制度を廃止する事が適当である」との方向が示されておりますが、種格付け制度が廃止されますと、品質証明書等を必要とするツナ缶詰の輸出が不可能となり、会社の経営に大きな損害を招く事になります。 J A S 規格の種格付けを存続して、従来どおりの証明書の発行ができるように対策を講じて頂きたい。
2 5	川崎 東京都世田谷区 食品流通	「表示規制対象の拡大」について 購入時に直接商品を確認できない販売形態において、適切な商品情報の提供が必要という趣旨は賛同する。 ただ、その規制対象媒体、および表示項目については、無制限な拡大は危険であり、慎重な絞込みが必要と考える。 たとえば、通信販売すべての「広告」を規制対象にした場合、「広告一般表現」への介入問題、テレビ、新聞などあらゆる媒体での物理的表示スペースの問題、などの問題がありうる。 通信販売における消費者への商品情報の提供という意味では、コールセンターなどへの購入申し込み時点で情報の確認が可能である。 仮に表示規制対象を拡大する場合には、テレビ・新聞媒体などでの「広告一般」ではなく、「インターネット販売におけるホームページ」、および「カタログ販売における商品カタログ冊子」に限定すべきではないか。 また、表示項目も、「原材料」「内容量」があれば現実的に十分ではないか、と考える。
2 6	(株)ななくさの郷 埼玉県児玉郡神泉村大字上阿久原 8 3 - 2 自営業	中間取りまとめの品質表示基準のあり方について意見を申し述べたいと思います。 品質表示基準によって不当表示等の防止に一定の役割を果たしていることはあると思います。しかしその基準によって昔ながら地域で作られている伝統的な産品、又生産者の努力によって開発された製品、製法を詳細に検討しないで取り締まる事は良心的な生産者を切り捨てる事になりかねないのももっと事細かに検討する必要があると思います。 今までの JAS 規格表示基準は、商品の内容を消費者に分かりやすく表示するのじゃなく返って分かりにくくしていたと思います。 対応方向の、個別品目の品質表示基準による名称の規制は消費者に重大な誤認が生じる等の懸念がない限り、原則として廃止し消費者に分かりやすいように内容の説明を明記させるようにしたほうが良いと思う。
2 7	(社)日本通信販売協会 東京都中央区日本橋小舟町 3 - 2 リブラビル 2 F	J A S 制度や品質表示基準について、貴省ならびに厚生労働省において共同で検討がなされていることについては、省庁間の取り組みとして評価するものである。しかしながら、食料品の表示については、規制が複雑で、特に通信販売においては特定商取引法において広告規制があるほか、景品表示法、薬事法、健康増進法など関連する法規制が数多存在する。従って、J A S 制度のあり方を検討する上では、同様の規制をいくつもの法律が二重、三重に適用、運用されるのではなく、他の関連する法律との整合性、もしくは規制の合理化をぜひ図って頂きたい。 1. 「表示規制の対象の拡大」について ・商品に表示する内容と通信販売における広告媒体（カタログ、新聞、雑誌、インターネット、テレビ、ラジオなど）の表示をすべて同一とすることは、広告媒体の特性から不可能なものがある。たとえば、自社が作成するカタログ、インターネットの場合は比較的広告スペースも多くとれるが、それであっても商品点数が多ければスペースはとりづらくなり、文字を小さくせざるを得ない。そうした場合、結果的には消費者の利益に反することにもなる。また、消費者も表示が詳細にわたればわたるほど注意して見るのが少なくなるのが現状である。一方、通信販売の広告媒体としてテレビやラジオのような電波媒体もあるが、それらは時間的制約、コスト面などから商品選定に重要な事項は例えば、主な原材料、添加物などを表示するとしても、その他の詳細な表示をすべて行うことは不可能である。たとえば化粧品は薬事法によって容器包装に全成分表示が義務づけられているが、通販広告には義務づけはない。 ・通信販売では、広告媒体において詳細な表示ができないものについて、たとえば、テレビでは表示不可能な詳細をインターネットで掲載することや、注文を受ける際に詳細を説明するなど補完的な対応を行っているところである。 ・中間とりまとめにも記述されているように、広告媒体、とくにカタログなど年間数回の印刷によって広告するものは、広告媒体を配布したり、発信した時点と消費者が商品を購入し、実際の商品を確認した時（商品のお届け時）とでは、時間差が生じ、消費者の誤解を生むケースがあり得る。たとえば、消費期限や賞味期限は商品への表示は正確にできても、カタログなどにはその都度表示することは不可能であり、毎日、広告の表示を更新していくことも困難である。

		・また、カタログなど広告媒体の有効期間中（注文を受ける期間）にメーカーなどの都合で原料原産地の変更があり得る。店舗などの場合は、その都度の表示が可能であろうが、いったん印刷し配布したカタログなどでは、不可能である。従って、一律に表示規制するのではなく、「変更があり得る」などの打ち消し表示についても考慮されたい。 ・生鮮食品の規格は、輸入商品も含め、どこが原産地（漁獲、収穫）なのかは非常に曖昧となり、消費者利益につながるか疑問である。例えば、魚介類の場合、同一の水域で漁獲されたものであっても、水揚げ港によって産地表示が異なることになる。また、回遊するような魚介類の場合、産地表示を行うことが必要だろうか。 ２．「表示を行う際の根拠書類等の保持」について ・小売業としての通信販売事業者にとって過大な負担とならないよう考慮して頂きたい。根拠書類としてどのようなものが必要か、具体的に示して頂きたい。小売業としては、メーカー、卸などから提示されたものを信用するしかない。他の法令との整合性を図りつつ、事業者にとってわかりやすく提示して頂きたい。他の法令によっても根拠の保持をしなければならないものがあり、書類の保持が膨大なものになりつつあることも配慮頂きたい。
2 8	味の素(株)品質保証部 中央区京橋1-15-1	世界の多くの国々でCodex規格が国際規格と認知され、食の安全・安心への対応がこれまで以上に厳しく問われている現在、JAS制度について全体的な枠組みを見直すことは時宜に合った大変よい企画だと思います。見直し案の実効性をより上げるために、以下の意見を申し上げますので、ご配慮いただければ幸いです。 JAS規格のあり方 １ JAS規格のコンセプトの明確化 【意見１】Codex規格が世界規格になりつつある現在、日本固有の食品や日本消費者に特別の嗜好がある食品を除き、Codex規格があるものはJAS規格をCodex規格に置き換え、Codex規格にないものについてのみ、日本独自のJAS規格を制定する、という考え方を考慮して頂きたいと思います。 ２ 表示の適正化の実効性の確保 （２）表示を行う際の根拠書類等の保持 【意見２】 表示を行う際の根拠書類等の保持については、表示の裏付けを取る上では必要なことであると思います。ただし、実行可能性も配慮し、どのような根拠書類等の保持が必要なのか基準を明確にして頂きたいと思います。
2 9	(社)全国清涼飲料工業会 専務理事 大平惇 東京都中央区	１．JASマークのあり方 【対応方向】について 「全ての種類のJASマークについて、有機JASマークと同様、登録認定機関を併記することとすべきである。」としているが、登録認定機関を併記することは、限られた面積に併記することで表示内容が窮屈になり、表示に対する負荷につながることで、各登録認定機関は同等であり併記して区別する必要がないこと、登録認定機関の変更が困難になること、新製品などに登録認定機関名を誤って印刷する可能性が否定できないこと等の理由により、反対である。 ２．名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合について 【対応方向】について 「個別品目の品質表示基準による名称規制は、品目横断的な品質表示基準で定める一般誤認防止ルール及び標準規格による名称の標準化により消費者に重大な誤認が生じる等の懸念が無い限り、原則として廃止を検討すべきである。」としているが、炭酸飲料、果実飲料等の名称の定義化や表示を個別に規定している個別品質表示基準や品質表示ガイドラインは、まがい物や重大な誤認防止に果たしてきた役割は極めて大きいこと、またこの基準が消費者にとって商品の選択の妨げになるといった声を聞いたことがないこと、及び成立の経緯等から、今後とも存続させる必要がある。
3 0	(株)ミツカングループ 本社 愛知県半田市中村町2-6	平素より、大変お世話になっております。JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見を提出させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。 一般、「食酢品質表示基準」及び、「食酢の日本農林規格」の一部改正が平成16年6月23日の官報に告示されたところです。今回の改正では、合成酢のJAS規格が廃止され、また、黒酢について新たに定義・規格化されました。これまで、特に黒酢については、〇〇黒酢と称するものが市場に氾濫し、消費者の混乱を招いているとのマスコミ、消費者等の指摘がありました。そこで、業界としても、数年前より黒酢の定義・規格化に取り組み、今回の告示の内容に至りました。結果、消費者の適切な商品選択に大きく寄与しているものと考えております。 １．食酢品質表示基準の存続を要望したい 個別品目の品質表示基準の廃止という方向性は、実質的には食品表示に対する規制緩和であり、食品表示に対する消費者の高い関心がある中

で、政策としては逆行するものであると考えます。食酢品質表示基準はまがい物の防止等、非常に重要な役割を果たしているものと考えます。具体的に申し上げますと、食酢の場合、「食酢」と「酢」ではその意味するところが異なるという問題があります。「食酢」は品質表示基準の中で、名称、特定表示等、明確に定義されておりますが、「酢」の明確な定義はございません。「食酢」以外で、「○○酢」と称されるものには次のようなものがあると考えます。

「食酢」の定義にない原料を使用し、酢酸発酵して製造した酢・・・(例)野菜酢など

「食酢」を原料として使用し、調味した酢・・・(例)加工酢(すし酢・土佐酢・黄身酢・ごま酢など)

にも にも該当しない、すっぱいという意味での“酢”・・・(例)もろみ酢、梅酢など

形状が液体(調味料)ではない酢・・・(例)カプセル状の酢など

また、食酢は、マヨネーズやソース等、他の調味料における必須原料であり、食酢品質表示基準は、それら調味料の原材料名表示の拠り所にもなっています。

食酢の名称の定義も含めて、「食酢」の詳細な基準が食酢品質表示基準で担保されなければ、「醸造酢」、「食酢」、「酢」の境界線は益々不明確となり、また、食酢を原材料として使用している各種調味料、加工食品の原材料表示への影響等、広く食品業界全体の混乱に繋がることも懸念されます。結果として、一般消費者の混乱を招くだけでなく、これまで積み上げてきた食酢業界としての努力も水泡に帰してしまう恐れがあります。

従いまして、食酢の場合、名称の定義存続を含め、表示禁止事項やその他の表示事項及びその表示の方法等、これまでどおり、食酢品質表示基準の存続を強く要望いたします。

2. 食酢の日本農林規格の存続を要望したい

食酢は、消費者が調理等の材料とする基礎調味料であり、また、マヨネーズやソース等の必須原料として一定の品質が期待されるものでもあります。米黒酢のJAS規格を例に考えると、その中身品質は、酸度、全窒素分、着色度によって担保されています。それらの規格があることによって、例えば、水増しや意図した着色等のまがい物を排除しているだけでなく、基礎調味料としての品質の維持・向上に大変役立っているものと考えます。

JASマークの付いた食酢は、“一定の品質規格を保証した良いもの”という認識のもとに品質向上してきたこれまでの業界努力を評価していただきたいと考えます。先般告示された黒酢のJAS規格を例にあげるまでもなく、その努力は現在もなお継続しているものであり、より一層の消費者保護、消費者の利益という観点からも、食酢の“一定規格品質の良いもの”としての規格存続を強く要望するところです。

3 1 日本醤油協会
(財)日本醤油検査協会
東京都中央区日本橋3-1
1

「JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ」の問題点

基本的な問題

今回検討されている改正の趣旨は次のどれにあるか。業界としては、今後JAS規格等の見直しを検討する際に、今後もJAS規格が必要と考えるが、今後のJAS制度の目指す方向により対応の選択が異なる。多くのものにJASマークが付くことで、安全・安心を保証された沢山のJAS品の中からニーズに合わせて消費者が選択できる制度とするのか、一部の特別な製品にJASマークが付くことで、それを選ぶ消費者だけが、安全・安心を享受できる制度とするのか、基本的な考え方を示すべきであり、この改正により本当に消費者が商品選択に活用してもらえるものかどうかの検証が必要である。

JAS規格のあり方

1 JAS規格のコンセプトの明確化

- 「特色規格」「標準規格」の制定・見直しについて

問題点

規格の設定要件が曖昧なため、「特色規格」と「標準規格」の性格が明確になっていないが、しょうゆ業界としての対応はどのような選択があるか。

しょうゆ業界では、現行のJAS規格による、5品種(こいくち、うすくち、たまり、さいしこみしょうゆ及びしろ)、3製造方式(本醸造、新式醸造混合醸造及びアミノ酸液混合)などの違いが、消費者の商品選択、業者間取引及び商品開発の拠所になっているとの意見と反対の意見がある。今回提案の「特色規格」「標準規格」という新たな考え方を醤油に当てはめ検討する場合、規格の考え方が抽象的でわかりづらい、もう少し明確に示して欲しい。

また、「標準規格」については、新たな考え方を基に規格を制定したことを明確にするため、現行の等級別規格で使用している「標準」の用語を避け、当該食品の基本的な原材料、製法等などの要件を規定する規格(Basic Standard)の名称として適切な名称とすべきと考える。ことを考えると、現行規格を特色規格、標準規格のいずれかの規格として継続することが必要と考える。

JAS規格の認証のあり方

1 「改革実施計画」に係るJAS制度の対応方向

- 登録基準をISOガイド65を採用について

問題点

ISOガイド65をそのまま登録基準に引用した場合、コンサルタント業務が出来なくなる恐れがある。しょうゆ業界では、小規模工場が多く、それら工場に対して登録認定機関の適切な指導・助言が必要であること、また、適切な指導・助言を行なうことがしょうゆ全体の品質が向上することとなり、延いては認定工場制度を通じて消費者の安全・安心に寄与することとなる、などの理由から、事業者に対する必要な指導・助言ができる基準とすべきと考える。

品質表示基準のあり方

1 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合

○ 個別品目の品質表示基準は原則として廃止。品目横断的な品質表示基準で定める「一般名称ルール」及び「一般誤認防止ルール」により監視・指導。必要があれば「標準規格」の定義・品質により一般的な名称の拠り所を示すことについて

問題点

個別品表を廃止した場合、名称と定義が横断的な基準として幅広く設定されることから

「一般誤認防止ルール」等による監視や指導のよりどころがなくなり、その実効性が困難にならないか。

例えば、醸造しょうゆに、加水分解されたアミノ酸液を混合したものを本醸造と表示しても、幅広い定義の中では、実際の監視・指導を行なうことが出来ないのではないか。

5 品種（こいくち、うすくち、たまり、さいしこみしょうゆ及びしろ）、3 製造方式（本醸造、新式醸造混合醸造及びアミノ酸液混合）等の違いが不明確となり、消費者の商品選択、業者間取引及び商品開発の拠り所が無くなるなど混乱をもたらすのではない。

食品衛生法で品目別に定められている添加物の使用規制が曖昧になるおそれが生じるなど、他制度で規定されている品目の定義との関連で混乱をもたらすのではない。

例えば、保存料について、現在しょうゆには安息香酸のみ使用が許可されている。一方、しょうゆを加工した、だししょうゆ、つゆ、タレ等ではソルビン酸のみが許可されている。名称・定義が曖昧となった場合、両者が非常に似通った製品の場合、どちらの基準が適用されるのか、また、輸入食品の添加物の監視等に際しても混乱することとなる。

現在日本が提案しているしょうゆCODEX規格における定義や製造法による分類と、国内法での内容の整合性を保つ事が困難となる。延いては、諸外国からのしょうゆ類似の商品の輸入拡大などにより、国内のしょうゆ製造業に大きな影響を及ぼすおそれがある。

2 表示の適正化の実効性の確保

○ 行政の監視の実効性確保および事業者による表示の適正化の推進の観点から、事業者が表示に際して何らかの根拠書類を保持する事の義務付けを検討することについて

問題点

加工食品では、原材料などの種類も多く、根拠書類の保持が小規模企業にとって大きな負担となるおそれがある。

3 2	日本オーガニック＆ナチュラルフーズ協会(JONA) 東京都中央区京橋3-5-3 竹河岸ビル3F	【p.10中段】「JAS法とISOガイド65の用語の使い方の差異」について ・登録認定機関（第三者機関）の「認定対象」は何か？——この点に関する混乱が、「取りまとめ」の随所に見られる。格付け機関と有機認定機関の担っている業務が違っても拘らず、同じ言葉で処理するための混乱と思える。 ・有機認定は「JAS法上の認定対象は製品をつくる事業者(プロセス)であり、製品ではない」ということを、用語整理の際に明確にする必要がある。 ・ISO65では、「製品の認証」という用語が使われているが、この「製品」は条項1.1に定義されているように「最も広い意味で用いられ、プロセス及びサービス」を含んでいる。よって、ISO65の製品認証は「プロセス認証」と読み替えることができ、JASの定義とも矛盾しないと考えられる。 【p.14 2 - 3行目】「事業者認定を前提とした製品認証制度」について ・前記のように、この表現は第三者認証に関する誤解(製品そのものの認証ではなく、事業者もしくはプロセス認証である)を含んでいるので、「事業者認定を前提とした、認定事業者による製品格付制度」とすべきである。 【p.11の8行目】「登録認定機関に対する登録基準への適合命令及び業務改善命令を創設すべき」について
-----	---	--

		・適合命令及び業務改善命令を創設するのは結構だが、その命令の範囲は、登録基準(ISO65の各条項)に限定することを明記すべきである。このことはつまり、登録認定機関の責任範囲を明確にすることを意味する。そうでないと、事業者が自らの判断で犯した過誤についてまで、登録認定機関が責任追及を受けることになりかねない。 ・農水省は、適合命令及び業務改善命令に至るまでの手順及び手続きを明文化し公表するとともに、JAS法を所管する農林水産省と登録認定機関の審査を行う消費技術センターとの役割分担、責任権限についても併せて明確にする必要があると考える。 【p.14の中段】「当該製品がJAS規格に定めた～制度化する必要がある」について ・この一文は、種格付廃止の方針とISO65/条項13.4「認証機関は認証マーク付きの製品が継続的に規格に適合していることを確認するために、当該製品に係る評価を定期的実施しなければならない」という規定をもとに提出されたと考えられる。しかし、前述のようにISO65の規定は、「当該プロセスに係る評価を定期的実施する」と読み替えることができるので、有機においてはとくに個別の製品検査を制度化することは不要だと考える。 ・有機における製品検査(残量農薬検査等)は、あくまでプロセス認証の補助的な位置づけであり、それを制度化することは、個別の製品を登録認定機関が保証するが如くの誤解を招く恐れがある。よって、ここの記述は、「当該製品(またはプロセス)が、JAS規格に定めた～実地検査等でチェックする仕組みを制度化する必要がある」に修正すべきである。 ・JAS制度の信頼性確保のためには、個別の製品検査よりも、第三者機関が行うプロセス認証に関する正しい情報を公開し、登録認定機関の役割を消費者に正しく認識してもらうことが肝要と考える。 【p.21の最下段】「表示に際して何らかの根拠書類を保持すること」について ・強調表示を行おうとする製造業者や販売業者が、その根拠書類を保持することを品質表示基準で要求することに異論はない。しかし、製造業者や販売業者が保持する根拠書類は、供給元(生産者等)に帰属する情報なので、その開示については細心の注意が必要になる。 ・制度として製造業者や販売業者に根拠書類の保持を要求するのであれば、併せて情報開示の対象範囲や手続き、制限等について明確にする必要がある。
3 3	味の素冷凍食品㈱ 東京都中央区京橋1-16-7	食の安全・安心への対応がこれまで以上に厳しく問われる現在、JAS制度について全体的な枠組みをこの時期に見直すことは賛成です。冷凍食品の品質表示基準のあり方に関して以下の意見を申し上げますので、ご配慮いただければ幸いです。 〔意見1〕 冷凍食品の表示基準は、どんなものでも冷凍すれば冷凍食品となるのに個別品質表示基準が別途あり、重複した表示基準となっており複雑である。冷凍食品の位置付けが今日のように大きくなったからには他の表示基準から独立して、冷凍食品としての表示基準を一本化にしたい。 〔意見2〕 冷凍食品の一括表示欄の名称表示については、16種類の品目が個別品質表示基準で規定されており、まがい物防止に役立っているのですが、原則廃止ではなく原則見直しを基本的考え方にしていきたい。
3 4	全日本菓子協会 東京都港区新橋6-9-5JB ビルディング7F	1 中間報告の3の(2)の表示を行う際の根拠書類等の保持において、「表示に際して製造業者又は販売業者が遵守すべき事項」として、中小事業者による実効性も配慮しながら、何らかの根拠書類を保持することを規定することについて、食品事業者が行うべき記録の作成及び保存に関しては、既に「食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に関する指針(ガイドライン)」が示されており、この中では中小規模の事業者についてはその実効性等を考慮して、中小事業者と大規模事業者との間に違いが設けられております。今後の検討に当たっては、このガイドラインとの整合性が保たれるように配慮いただきたい。
3 5	(有)渡辺事業所 秋田県能代市河戸川字 下大須賀74-1	当社は銘木製品の生産と天然木をスライスし、台板に貼り付けて天井板とする張天を生産しております。 この張天については昨年7月、改正建築基準法の施行により、JASとして1種格付けし、裏棧を取り付けたものを全天連の業界自主表示を得て製造出荷しておりますが、JAS法改正のための検討会中間取りまとめを拝見し、今後の事業継続について大変危惧しております。 これまでの伝統技術の継承という観点からも、以下について意見を述べます。 1. 工場規模が小規模で事業者認定が困難な製造業者については、「製造業者を構成員とする団体、販売業者等が認定を受けることが可能な制度」とあるが、それぞれ特色のある製品の生産をしている工場の集まりでは、機械設備などの違いから認定を受けることは困難であると考えられる。 2. 販売業者(問屋等)が事業者認定を受け格付けを行うとした場合、販売業者による製品価格のコントロールが考えられ、製品価格の下落に

		よる良品生産意欲の減衰をまねく他、消費者に対しても影響を与えかねない。 ３．伝統技術の継承が途絶える可能性がある。 ４．林産物の特殊製品については、例えば、業界自主表示制度のみに委ねるなど、ＪＡＳ法以外の製品認定制度の確立を検討していただきたい。 ５．小規模・零細業者の現状を真に考えた改正となることを強く望む。
3 6	(有)坂商会 岐阜県安八郡安八町西 結 1 4 5 3 製造業（天然木化粧合板）	消費者にもっとわかりやすくきちんと理解して頂けるような制度に変わっていけば我々の業界にとってもっとメリットのある制度になると思われるので、いろいろと問題はありますが変えていく必要がある。そのためにある程度必要性のない制度は廃止してゆくべきと思われる。ＪＡＳ制度がもっと広く消費者に理解され天然木化粧合板製造の最低基準になるべきだと思います。このことにより一部の業者などに不利益になるかもしれないが、消費者に安全性などを理解してもらえれば業界全体には発展につながると思います。
3 7	主婦連合会 東京都千代田区六番町 1 5 プラザエフ	「ＪＡＳ規格のあり方」について * ＪＡＳ規格が製品を適正にわかりやすく説明し、消費者の選択の手助けとして有効に働くことと、食品全体の品質向上に期待する。 * 何が標準か、何をもちて明確な特色とするかは個別に整理が必要。それぞれの製品の特性に配慮し、市場が混乱しないよう、また生産・流通・消費のどの段階でも共通の理解を持てるような今後の進め方が重要である。 * 生産・流通に関する基準、また表示の真正性を認定する基準をＪＡＳ規格に取り込むことは、安心・安全・信頼の観点から貢献が期待される。しかし小規模生産者の負担を考えると、大規模事業者と同様に高度なシステム化を要求するのは無理である。事業の規模にとらわれず、優良な生産者を守り育てるという理念で柔軟に対応すべきと思われる。 * 更に新しいＪＡＳの制定については、安易に進展させず、必要性等について時間をかけて議論をしなければならないと思われる。 「ＪＡＳ規格の認証のあり方」について * ＪＡＳ適合性認定機関が民営化され競争原理が働くことにより、認定にかかる費用が安くなることには賛成だが、機関そのものの質が低下したり、認定が不公平であったりすることのないよう、管理チェック体制の整備が必須である。 「品質表示基準のあり方」について * 個別品目の名称規制廃止により、自由な商品開発や生産方法への理解が広がると期待されるが、一方で混乱も心配される。優良誤認等、消費者の不利益が生まれないよう、監視・指導の徹底、消費者への適正な情報提供が望まれる。 * インターネットやカタログ販売等に対する規制は、関連する他の制度やシステム等との関わりをよく調査し、関連機関と協議の上決定することが必要。 * 表示の根拠書類保持の義務づけには賛成だが、書類のネット上の監視体制や保存の仕方等をきちんと整備することが第一と考える。 「その他」 * 林産物については、食品とは別に検討する必要がある。いずれ食品のＪＡＳと制度を分けて整理する方向に向かうのが良いのではないか。
3 8	太田裕見 町田市 食品製造販売	いわゆる「健康食品」の無店舗販売に対する表示規制の拡大に対するコメント ・ インターネットでの販売形式（購入時に質問等ができない、問合せ先が明記されていない）については、最近頻繁に起こるトラブルに対処するため、ＪＡＳ表記規制対象にすることは必要と考える。 ・ 新聞における広告展開が主体の通信販売の場合、限られたスペースで表示を行うことから、高齢者顧客が多い現状において、既に文字が小さくて読み辛いなどと言われているなか、ＪＡＳ規制での表示の部分も含め更に読みづらくしてしまい、全体として表示の意味そのものも希薄になるので、反対である。対応窓口や返品条件等明確にされていれば、問題は生じないと思う。
3 9	三浦直樹 大阪市北区	中間とりまとめによる９つのポイントに即して意見を述べる。 １）ＪＡＳ規格を「特色規格」と「標準規格」の２つに整理統合する点について

自営業

「特色規格」と「標準規格」という2つの概念ないし定義が整理できておらず、その区別は明確ではない。検討会の議事録等を見ても、「ミニマム」「スタンダード」とか、「エクセレンス」と言った言葉の使い分けを試みながらも、結局、両概念の位相を突き詰めるには至らず、「良いもの・悪いものを一直線の上下関係ではなく、様々な方向の立法的な差別化がありうる」という玉虫色の表現に誤導され、かかる2つの概念を用いることの意義、および、両概念の内包・外延を明確化するには至らず、結局、かかる2つの規格概念には明確な定義・区別はなされていない。よって、仮に、かかる区別を維持するのであれば、その概念・意義・定義につき一般消費者にも判りやすい一義的なものにすべきであり、かつ、その運用においても、一般消費者にとって一義的に了解可能なほど明確なメッセージとして、両者の区別が維持されるような扱いが必要である。

2) JAS規格に「流通」に関する基準や「表示」のみに関する基準を取り込む点について「流通」に関する基準を取り込むことによって、トレーサビリティを確保できることになるのであれば、異存はない。「表示」のみに関するJAS基準を新設することについては、「表示」の真正を担保する手段としては、屋上屋を重ねるものである。ただし、「表示」の真正に関する「表示」の真正は、結局、表示主体や認定機関に委ねられているからである。その意味で、かかる制度を導入する場合には、少なくとも認定機関による「お手盛り」を防止する手段が確保されるべきである。

3) 登録認定機関が行政代行ではない「民間機関」となる点について建築基準法に基づく建築確認業務が民間に開放されたことに伴って、無資格者による杜撰な建築確認が横行しているといわれる現状に鑑みれば、安易な「検査機関の民間移譲」は厳に慎むべきである。仮に実現される場合には、民・民間でのなれ合いや悪しき効率主義などの弊害が生まれないよう、万全なチェックシステムが必要である。また、言うまでもなく、行政機関による立入検査権など、最終的なチェック機能と権限および責務は、行政側に帰属させておくべきである。

4) 登録認定認定機関に対する行政の事後チェック体制を整備することになる点について登録認定機関が、その職責を十全に果たせるように、認定時の審査と認定後の継続的な監査システムが整備されるべきである。特に継続的監査に関しては、これを拒むことが即ち認定取消になるよう、車検証シールの如く、認定マークに有効期間を設けるべきである。他方、登録認定機関の怠慢をチェックするシステムとして、当該JAS認定を施した認定機関名の公表システムが構築されるべきである。そうでなければ、万一、何らかの問題があった時に、直ちに認定機関自身に対する指摘ができる体制が取られない。さらには、行政機関に対して、直接、クレームを申告できるシステムをも併せて整備する必要がある。

5) 種認定を廃し、事業者認定を通じた製品認証制度に一本化する点について特に問題はない。

6) 外国認定機関の登録につき、制度同等性の要件を廃止する点について特に問題はない。

7) 名称規制を緩和し、品目横断的な表示ルールに整理統合する点について規制緩和政策の一環と考えられるが、さればこそ、「厳格な名称規制」が施されてきた理由・背景・沿革について詳細な調査を行うなど、安易な緩和に流されないための慎重な運用を心がけるべきである。

8) インターネット販売等に対応した表示形態も規制対象にされる点について特に問題はないが、無論、JASの制度趣旨と広告規制との制度趣旨の違いに配慮した運用が必要である。なお、HP上の記載をもって製品現物への記載に代えることが認められないことは言うまでもない。

9) 表示の根拠書類保持が義務付けられる点について特に問題はない。むしろ、これまで根拠書類保持義務が定められていなかったからこそ、問題である。

4 0 全国消費者団体連絡会
神田敏子
東京都千代田区六番町1
5プラザエフ6F

JAS制度のあり方検討会で中間取りまとめが行われました。「はじめに」にも書かれているとおり、JAS制度は飲食物品等の品質の底上げや取引・使用の合理化等に寄与してきたほか消費者の商品選択の拠り所としての役割を果たしてきました。しかし、現在消費者が商品購入の際にJASマークをみて商品選択することはあまりなく、むしろ消費者の関心は、産地・品種・製法・農薬や食品添加物といった食の安全に関する情報にあり、商品選択の際にも求めています。そういった新しいニーズに対してどう対応していくのか、また、いまだに不正表示事件は多発しており、消費者の食の安全・安心への信頼を揺るがすこととなっています。その信頼回復の視点からもこの検討がなされたと理解しております。

今回の「中間取りまとめ」で述べられている見直しの方向性について支持するとともに、以下の点について意見を申し述べます。

1 JAS規格のあり方 消費者ニーズに対応したJAS規格の制定

まがい物・粗悪品の防止や個別の飲食物品等の品質向上といったJAS規格の果たしてきた役割は十分理解します。JASマークが商品選択の指標となってもきました。しかし、消費者の商品選択における関心は、多岐にわたり現状の規格では収まらないものも多くなっています。JAS規格の性格を「特色規格」「標準規格」と明確化し、制定・見直しの方向としていることに支持します。JASマークについても、JAS規格の内容を消費者が見てわかりやすいものになるよう望みます。

2 JAS規格の認証のあり方 行政改革の流れに対応した信頼される認証制度の整備

国の「認定」から「認証」への移行、認証に際しての国際基準ISOガイド65の導入、また国の事後チェック体制の整備、問題発生時の責任の所在

の明確化等が示されていますが、消費者からみても「認証された J A S 規格」への信頼性を高めるものであることを求めます。

3 品質表示基準のあり方 わかりやすく信頼される表示制度の充実

名称規制のあり方と個別品目の品目の品質表示基準の統合については J A S 調査会において十分な検討がなされるとともに、混乱が生じないように配慮されることを望みます。